

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件のように、訴訟条件の存在を肯定し公訴棄却の裁判をしない旨の決定が示された場合において、右決定に不服があるときは、終局裁判に対する上訴によりその不服を申し立てることができるのであるから、本件抗告の申立は、刑訴法四三三条一項所定の要件を欠き、不適法として棄却すべきものである（昭和二六年（し）第六三号同二九年二月四日第一小法廷決定、刑集八巻二号一三一頁参照）。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年七月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	二	郎
裁判官	岩	田		誠